

2.ご請求金額の計算方法等について

- (1) 月々の電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

※燃料費調整額とは：

電気をつくるために必要な燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格は、市場や為替などの外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。当月分の電気料金に適用する燃料費調整単価は、当社ホームページをご確認ください。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金とは：

再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用するすべてのお客さまに、賦課金として、電気のご使用量に応じご負担いただくものです。なお再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社ホームページをご確認ください。

<電気料金の計算方法>

①基本料金（税込） + ②電力量料金単価（税込） × ご使用量 ± ③燃料費調整単価（税込） × ご使用量 + ④再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） × ご使用量

※全く電気をお使いにならない場合（前月の検針日から当月の検針日までの差し引きが、0kWhの場合）の基本料金は、半額となります。

- (2) 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間および検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。またお引越等により、計量期間等が1か月に満たない場合、日割計算を行います。